

第8 防災防火対象物・防災物品

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 高層建築物で、その一部が令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

ウ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等（規則第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当するもの。）

(2) 条例第24条の規定により、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（12）項ロ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物の階段に使用する敷物の類は、防災性能を有しなければならないものとされている。

(3) 次に掲げる防火対象物の部分については、防災規制を受けないものとする。

ア 店舗併用住宅で、経営者の住宅部分を店員等が金銭の出し入れ、販売する物品の保管等には使用しない等、店舗の用途に供せず、明らかに住宅部分と店舗部分とが用途上、構造上区分されているものの住宅部分

イ 高層建築物のうち、昭和50年5月1日付け消防安第49号「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」及び昭和61年12月5日付け消防予第170号「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」に適合する共同住宅等の住戸部分（じゅうたん等に限る。）

2 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項、令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア、衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のもの

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

- カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
- キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
- ク 人口芝（屋根のないグラウンドに敷かれたものを除く。）
- ケ 試着室に使用される目隠布
- コ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2㎡を超えるもの）

（2）次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。

- ア 大きさが2㎡以下のじゅうたん等
- イ 共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等
- ウ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
- エ 畳
- オ じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダートレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
- カ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
- ク 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕

（3）建基令第1条第6号に規定する難燃材料は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。

3 防災表示

（1）防災表示

ア 様式

法第8条の3第2項に定める表示は、規則第4条の4第1項第2号の様式による防災ラベルが付されるものであること。

イ 表示の方法

規則第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法は、次の表示方法によるものとする。

防災物品の種類		表示方法	縫付	ちょう付	下げ札	その他
カーテン、暗幕、その他これらに類する幕	耐洗たく性能を有するもの		○			
	耐洗たく性能を有しないもの			○		
じゅうたん等			○	○		○
布製ブラインド及びその材料			○	○		○
合板				○		○
どん帳その他これらに類する幕			○	○		
工事用シート及びその材料			○			○
防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインドをのぞく。）の材料				○	○	

※表中「その他」には、スタンプ、印刷、刻印、打ち付け、溶着等があること。

※ 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）にあっては、防災ラベルをメタル等で、次により表面に打ち付けるものであること。

（ア）室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあっては、各室ごとに次により主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けるものであること。

α 主要な出入口部分に打ち付けるメタルの位置は、とびら等の蝶番側であること。なお、両開き扉、引戸、シャッター等の場合は、廊下側から見て右方の位置とすること。

β 1室に2種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん等の種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。

γ ホール、玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側からみて右方の位置とすること。

（イ）廊下に固定し又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあっては、次によること。

α じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。したがって、廊下に固定し、又は敷かれたじゅうたん等が、防火区画等によって分離されている場合にあっては、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。

β 防災ラベルを打ち付ける位置は、防火対象物の各階共通して、同方向の端部とすること。

（ウ）階段に固定し又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあっては、各階ごと（各階の階段踊場の位置）に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。（各階連続したものについても同じ。）

（2）指定表示

法第8条の3第3項、規則第4条の4第8項に基づき消防庁長官が指定した表示の表示方法は次によること。

日本産業規格L4404、L4405 及びL4406 に基づく難燃表示は、防災対象物品の材料に使用されるものに限定されているものであって、防災防火対象物で使用される防災対象物品については法第8条の3第2項に基づく防災表示が付されていなければならない。

（3）関係者の行う明示

規則第4条の4第9項に定める関係者が行う「防災処理品」又は「防災作製品」の明示（以下「関係者明示」という。）の方法等は次によること。

ア カーテン等を関係者自ら作製する場合は、防災性能を有する旨の表示（3.（1）防災表示（原反下げ札等））が付されているもの又は下記4（1）、（2）及び（3）により防災処理したものを使用すること。

イ 防災防火対象物の関係者自ら防災処理を行う場合は、平成12年12月11日付け消防庁告示第9号に定める防災処理を行うための設備器具を有するものであること。

ウ 関係者明示事項の大きさは、縦25mm、横50mm 以上とし、明示方法は上記3(1)。

イの方法など適宜の方法によること。

エ 明示事項の記入文字は、簡単に変色又は消失しないものであること。

(4) 防災表示者登録制度

ア 防災表示者として登録された者は、防災表示を付することができる。

イ 消防庁長官が登録をしようとするときは、当該登録申請者の住所地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べるができる。

(5) 規則第4条の5に定める登録確認機関

ア 登録表示者は防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下「登録確認機関」という。）により確認を受け防災表示を付することができる。

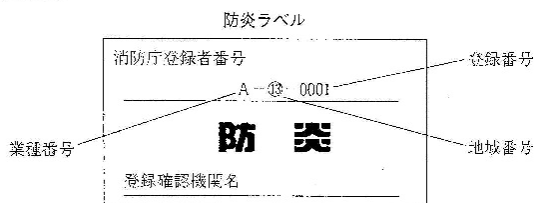
イ 防災表示者の登録申請をする者は、登録確認機関の確認を受けることとしている場合、申請書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、登録確認機関の確認を受ける申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。

(6) 防災表示者登録番号

規則第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官への登録をした者に対する登録者番号及び記号は、次表の業種別欄にかかげる業種に従い、同右欄によるものであること。（表示例参照）

業 種 別	登録者番号 (業種番号)－(地区番号)－(登録番号)
製造業者（生地、その他材料を製造する者）	A－⑬－0001
製造業者又は防災処理業者（合板の製造業者又は防災処理業者）	B－⑬－0001
防災処理業者（防災物品又はその他の材料に防災性能を与えるための処理をする者）	C－⑬－0001
防災処理業者（吹付により防災性能を与える者）	D－⑬－0001
裁断・施工・縫製業者（生地その他の材料からカーテン等を縫製する者、じゅうたん等を施工する者、裁断し切り売りする者）	E－⑬－0001
輸入販売業者（防災対象物品又はその材料を輸入し、その防災性能を確認して防災物品として販売する者	F－⑬－0001

〔表示例〕



地区番号は北海道①から沖縄④⑦まで、都道府県ごとに区分されている。

4 防災処理

(1) カーテン等の防災処理

防災処理業者又は関係者等の行う防災処理は、次によること。

ア 防災処理薬剤は、防災薬剤の防災性能試験に合格したものを使用すること。

イ 防災処理を施す場合は、適正な防災性能が得られるよう事前に繊維の識別を慎重に行うこと。

ウ 次の組成繊維は、通常の浸漬法では防災薬剤が十分付着しないことが多いので、防災処理の対象から除外するものであること。ただし、次の（ア）から（ウ）までの組成繊維の混用率の合計が20%以下である場合（（エ）を含むものを除く。）及びポリエステル系合成繊維100%で組成されている場合（顔料プリント品を除く。）については、この限りではない。

（ア）アクリル（ポリアクリルニトリル系合成繊維のうち一般にアクリル系と称されるものを除くもので、アクリルニトリルの重量割合が50%以上のもの）

（イ）アセテート繊維

（ウ）ポリエステル系合成繊維

（エ）ポロプロピレン系合成繊維

(2) じゅうたん等の後施工による防災処理

スプレー等により防災薬剤を吹き付ける方法は、じゅうたん等の表面に薬剤が付着しているにすぎないため、後処理加工は認められない。

(3) 吹付けによる防災処理

どん帳、幕類等でおおむね20㎡以上のものは、防災薬剤を吹き付けることにより防災加工できるものであること。

(4) 防災再加工処理の指導

吹付法、浸漬法（ただし、原反加工、樹脂加工されるものは除く。）により処理されたものにあつては、使用後おおむね2年後に再処理するよう指導するものであること。

5 舞台幕

舞台幕の照明器具への落下、巻き込み及び照明器具の固定不良等により、舞台幕と照明器具が接触又は接近して、舞台幕の火災が発生している。

また、防災性能は小火源着火防止、延焼拡大抑制に着目したものであることから、強力な照射熱源によっては、防災加工された舞台幕であっても着火することがありうる。

ついては、舞台幕、照明器具等を火災予防上適性に管理する必要がある、千葉市火災予防条例第15条（舞台装置等の電気設備）によるほか、次の事項に留意すること。

(1) 照明器具の設置時に舞台幕と照明器具の離隔距離を十分に確保すること。特に、舞台幕が束になっている場所においては蓄熱がおこりやすいので注意すること。

- (2) 持ち込の舞台幕及び照明器具は、接近、接触及び巻き込み等を防止するため、設置位置及び取付け方法等に注意すること。
- (3) 舞台幕の昇降、開閉動作時には、照明器具に接触しないように十分注意すること。
- (4) 照明器具が衝撃等によって向きが変わり、舞台幕に接触等しないよう十分注意すること。
- (5) 持込み幕の防災性能の確認を行うこと。